

令和元年5月29日現在

機関番号：32682

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16769

研究課題名(和文) 非卜部系『日本書紀』の享受と展開

研究課題名(英文) Enjoyment and development of non-Urabe lineage 'Nihonshoki'

研究代表者

植田 麦 (UEDA, Baku)

明治大学・政治経済学部・専任准教授

研究者番号：30511539

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、『日本書紀』享受の在りようについて、従来は見落とされがちであった非卜部系本に焦点を当てた。というのは、これまでの『日本書紀』研究は卜部系本を主たる対象とする一方で、卜部系本に属さない写本群を等閑視してきたためである。そのため報告者は、三嶋本・玉屋本・為縄本といった、血縁関係の濃い本を研究対象として、その比較検討を行った。その結果、卜部系統に属さない写本が『日本書紀』以外の思想的・社会的文脈の影響をどのように受けてきたのかを明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義としては、第一に日本文学研究内におけるそれ、第二に学際的研究におけるそれを報告することが可能である。第一に、これまで上代文学とそれ以降の時代分野を対象とする研究とは断絶状態にあったが、その紐帯をなす研究成果を提示できた。第二に、日本文学と思想史研究や歴史学研究とのかけはしとなりうる研究成果を提示できた。

研究成果の概要(英文)：In this study, we focused on the manuscript of the non-Urabe line, which was often overlooked in the past, about the enjoyment of 'Nihon shoki'. This is because the study of 'Nihon shoki' so far mainly focused on the manuscripts of the Urabe line, but ignored the manuscripts not belonging to the Urabe line. Therefore, the authors conducted a comparative study of closely related books such as the Mishima book, the Tamaya book, and the Tamenawa book. As a result, it was possible to clarify how the manuscripts not belonging to the Urabe line were influenced by ideological and social contexts other than 'Nihon shoki'.

研究分野：日本文学

キーワード：日本書紀 日本紀 神話 古事記

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

これまで、いわゆる上代文学研究の分野における「『日本書紀』研究」は、その作品論的研究や成立論的研究などにおいて、原態としての『日本書紀』がいかなるものとしてあるのかを研究するものとしてあった。また、いわゆる中古文学研究や中世文学研究では、当然のことではあるが『日本書紀』そのものがいかなるものであるかは研究対象とはならず、『日本書紀』的なものが主たる研究対象となっていた。いわゆる「中世日本紀」研究などは、その典型的なものと見える。

つまり、おなじく『日本書紀』をテーマにした研究であっても、上代文学研究とそれ以降の時代区分を対象とする研究では、目指すところが全く異なっていたのである。

また、上代文学研究における『日本書紀』研究は、その大半がト部系統写本に属するものを対象にしていた。これは、ト部系統写本が「正当」で「正統」な、原態の『日本書紀』に近いテキストとしてみなされることに基づく。一方、ト部系統に属さない『日本書紀』は、当然のことながら原態からかけはなれたものとして、等閑視されることが多かった。

このような状況に鑑み、報告者は非ト部系統の写本に注目した。非ト部系統の『日本書紀』が原態から遠いものであるとすれば、その要因・要素はなにによるものであるのか、その史的变化はいかなるものであるのかと考えたためである。

そして、非ト部系統写本の研究を行うことで、日本文学研究のみならず、隣接諸分野との連携が可能となるのではないかと考えたのである。

そのような状況のなか、『日本書紀の誕生 編纂と受容の歴史』(遠藤慶太他、八木書店、2018)や熱田神宮所蔵『日本書紀』の影印刊行など、『日本書紀』を多面的に研究する視点が多くみられるようになってきた。これは、文学研究のみならず、思想史や歴史の研究者の連携によって行われたことに大きな意義がある。

『日本書紀』は1300年前のそれだけではなく、この1300年間にいかなるものとしてあったのか。それを問う視座が蓄積されつつある。

## 2. 研究の目的

報告者が行う研究全体の目的は『日本書紀』が1300年のあいだに、いかなる享受をされてきたのか、その享受史の中でどのようなテキストとしてあったのかを明らかにすることである。

その中でも、本申請課題では、

A) 三嶋本・玉屋本・為縄本の総合研究

B) 『日本書紀』と『類聚国史』との関係性の究明

を主として行うこととした。

『日本書紀』写本は多く存在し、それがト部系統に属するものとそうでないものとに分かれることは事実である。しかし、非ト部系統がひとつの系統としてあるのではなく、あくまで「非ト部系統」として存在するにすぎない。つまり、それらの写本は分散した一群であって、相互の血縁関係を網羅的な系統樹として示すことはおよそ不可能である。

そのなかにあって、三嶋本・玉屋本・為縄本は比較的濃厚な血縁関係を有することが指摘されてきた。とはいえ、その関係が『日本書紀』研究の文脈のなかで明らかにされてきたかといえば、そうではない。よって、本研究では上述3種の写本についての総合研究を行い、あわせてそれら写本の祖本とされる『類聚国史』が『日本書紀』享受史のなかでいかに位置づけられるかを考察することとした。

この研究によって、『日本書紀』の享受史の一隅を照らすことを目的としたのである。

さらに、『日本書紀』に関連して『古事記』の在りようについても言及することで、より重層的な研究を指向することとした。

## 3. 研究の方法

本研究では、古写本の校合を行い、文字レベルでの校合資料を作成した。なお、資料はデータベース化したため、希望する研究者がいればデータを公開することも可能である。

このデータベース作成にあたり、まず、各古写本の調査からおこなった。調査の際に撮影したデータを整理し、これを印刷したものを利用して、古写本間の校合をおこなった。

このときに留意したのは、文字レベルでの校合を行うか語レベルでの校合を行うかの認定である。たとえば、ある写本で「x」と記されているところが、別の写本で「y」となっている場合、文字レベルで考えれば「x」の欠落と「y」の異同とみることができ、語レベルで見れば「x」と「y」の異同となる。そのため、データベース作成にあたっては最小単位での検索を可能とするために文字レベルでの異同を示し、語を構成する場合にはマーキングをおこなうこととした。

このようにして作成したデータベースをもとに、写本レベル・写本系統レベルでの検討をおこなった。

その結果、写本間での異同傾向を数値的に示すことができ、また写本内部でも巻ごとに傾向や特徴があることを確認することができた。

#### 4．研究成果

以下に示す研究論文に基づいて報告する。

まず、非ト部系統の『日本書紀』写本のうち、為縄本・三嶋本・玉屋本の血縁関係について、その一端を明らかにした。それら3種の写本とト部系統写本との異同をみたとき、原態に近い順に為縄本>三嶋本>玉屋本となることを実証的に示した。また、為縄本にみられる特異な注記についても、その規則性を明らかにした。

次に、玉屋本の神代巻について、その異同傾向をみた。巻第一と巻第二において、共通する傾向がみられた。これを三嶋本あるいは『類聚国史』とみくらべることで、玉屋本の独自性を計測するてがかりとなる。また、巻第三以降の研究を行う際にも、有用な発見であった。

#### 5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

(1)「非ト部系統『日本書紀』写本群について 為縄本・玉屋本・三嶋本 」（単著）『實踐國文學』(92),pp. 1-14, 2017年10月

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

(1)『上代学論叢』(共著)和泉書院,pp.1-467,2019年5月

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

なし

#### 6．研究組織

(1)研究分担者 (なし)

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者 (なし)

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。